

---

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の付則の一部改正について

---

日証協 平 21 . 6 . 24

---

本協会では、本年 6 月 24 日の自主規制会議において、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の付則を一部改正した。

本改正は、J-IRISS が 5 月 25 日に稼働したことに伴うものである。

本改正は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

## 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の付則の一部改正について

平成 21 年 6 月 24 日  
日本証券業協会

### 1. 改正の趣旨

今般、J-IRISSが5月25日に稼働したことに伴い、別紙のとおり、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の付則の一部改正を行うこととする。

### 2. 改正の骨子

本改正は、平成 21 年 9 月 1 日から施行することとする。 (付則第 1 項)

協会員は、施行日前に、第 15 条の 2 第 1 項に規定する J-IRISS への照合を行うことができることとし、この場合において、当該協会員が施行日に J-IRISS へ照合したものとみなすこととする。 (付則第 2 項)

付則第 2 項の場合、協会員に対し、第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項を適用することとする。 (付則第 3 項)

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の付則の一部改正について

平成 21 年 6 月 24 日

( 下線部分変更 )

新	旧
<p>(J-IRISS への照合等)</p> <p><b>第 15 条の 2</b> 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客(法人を除く。以下この条において同じ。)について顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、年 1 回以上、J-IRISS (本協会の照合システムをいう。)に照合しなければならない。</p> <p>2 協会員は、前項に規定する照合の結果を踏まえ、上場会社等の役員等に該当するかどうかにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。</p> <p>3 協会員は、第 1 項に規定する照合の結果、J-IRISS から情報の提供を受けた場合には、前条に規定する内部者登録カードの整備等以外の目的で当該情報を使用してはならない。</p>	<p>( 現行どおり )</p>
<p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>1 <u>この改正は、平成21年9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p>2 <u>協会員は、施行日前に、第15条の2第1項に規定するJ-IRISSへの照合を行うことができる。この場合において、協会員は、施行日にJ-IRISSへ照合したものとみなす。</u></p> <p>3 <u>前項の場合、協会員に対し、第15条の2第2項及び第3項を適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p><u>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</u></p>